

新潟県奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月27日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

新潟県教育委員会規則第8号

新潟県奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県奨学金貸与条例施行規則（昭和39年新潟県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(奨学金申込みの手続) 第2条 奨学金の貸与を受けようとする者は、保証人がある旨を記載した奨学金貸与申込書に連帯保証人と連署のうえ現に在学する学校及び専修学校の長（以下「校長」という。）を経て所定の期日までに、新潟県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。ただし、 <u>申込みを行う者が、大学又は専修学校の専門課程に在学する場合は、保証人がない場合であっても奨学金を申し込むことができる。</u>	(奨学金申込みの手続) 第2条 奨学金の貸与を受けようとする者は、保証人がある旨を記載した奨学金貸与申込書に連帯保証人と連署のうえ現に在学する学校及び専修学校の長（以下「校長」という。）を経て所定の期日までに、新潟県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。ただし、 <u>父若しくは母又はこれらに準ずる者が東日本大震災により被災した者である場合において、保証人を立てることが困難であると教育委員会が認めるときは、保証人がない場合であっても奨学金を申し込むことができる。</u>
2 (略)	2 (略)

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。